

お宅の屋根が壊れているのが見えました!?

# 屋根修理工事の契約トラブルに注意!



「近所で工事をしている、お宅の屋根瓦が壊れているのが見えました」などと言って突然訪問し、「無料で点検する」と家や屋根に上がります。



屋根の写真（本当に自宅の屋根の写真かは不明）を見せ、「瓦が割れている。すぐに修理しないと危ない! 今なら安くできる」といって契約を迫ります。



修理（本当にしているかは怪しい）をしながら、家屋のあちこちを直さないと危ないなどと言って、次々と高額（で不要）な修理契約を結びます。

施工後に支払いを済ませ、事の顛末を息子に話すと「話がおかしくないか?」と言われ...



支払い後に業者に対し不信感が募り、解約したくなったという方が多くいます。原則、訪問販売は8日間クーリング・オフできますが、悪質業者では誠実な対応が望めず、返金が困難なことがあります。

知らない人を安易に家(屋根)に上げないで! まずはインターフォンやドア越しで対応しましょう。

契約「前」に家族や周囲に相談しよう!

修理が必要かな? と思っても焦って契約せず、複数社から見積りを取り、しっかり検討しましょう。

困ったときは、すぐ相談!  
埼玉県消費生活支援センター  
相談専用電話番号  
川口: 048-261-0999  
熊谷: 048-524-0999  
受付: 9:00~16:00 (月~土)